社会福祉法人済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院

入札要綱

（目的）

第1条　この要綱は、社会福祉法人済生会支部　埼玉県済生会鴻巣病院が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条　入札者は、関係法令並びにこの要綱、現場説明書の各条項を遵守しなければならない。

　　　2　入札者は、入札要綱、仕様書、設計書及び図面、現場説明書、質疑回答書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

　　　3　入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とする。

　　　4　入札及び契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

（入札等）

第3条　 入札会場においては、静粛にしなければならない。

　　　2　入札者又はその代理人（1名）以外の者は、入札会場に立ち入ってはならない。

　　　3　入札会場においては、入札者は私語をしてはならない。

　　　4　入札者（その代理人含む。）が入札しようとする場合は、本入札の参加資格があることが確認出来る指名通知書を提示することとし、代理人の場合は、その委任状を提示しなければならない。

　　　5　入札者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

　　　6　入札者は、落札者の契約締結を妨げてはならない。

（入札書の書換え等の禁止）

第4条　 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第5条　 入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

　　　2　入札前において天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第6条　 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札執行担当職員が最低の入札金額を読み上げることにより行う。

（無効の入札）

第7条　 次の各号に該当する入札は、無効とする。

　（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札。

　（２）委任状を持参しない代理人のした入札。

　（３）入札に関し談合等の不正行為をした者のした入札。

　（４）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤った記載、記載漏れ若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札。

　（５）本入札の参加資格があることが確認された旨の指名通知書（写しを含む。）を提示しない者のした入札。

　（６）契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる入札。

　（７）再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札。

　（８）同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札。

　（９）その他入札に関する条件に違反した入札。

（入札金額の記載）

第8条　 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

　　　　 なお、入札書に記載する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，000円」とする。

　　　　 間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円以下は切り捨てるものとする。

（落札者の決定方法）

第9条　 社会福祉法人済生会支部　埼玉県済生会鴻巣病院が設定した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札予定者とする。

　　　2　前項の規定により落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札予定者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

（再度入札）

第10条　開札した場合において、前条に規定する落札者がないときには、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度入札は、2回とする。また再度入札をする者が2名未満となった場合は行わない。

（契約書の提出）

第11条　契約書を作成する場合においては、落札予定者は契約書に記名押印し、直ちに所定の要件を満たした上で、契約担当職員に提出しなければならない。

（違約金の徴収）

第12条　落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

（異議の申し立て）

第13条　入札者は、入札後においてこの心得、契約書案、設計書、仕様書、図面及び現場説明書並びに質疑回答書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（裁判管轄）

第14条　本入札に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

（その他）

第15条　入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。

社会福祉法人済生会支部　埼玉県済生会鴻巣病院